

関係各位

八幡市 上下水道部 上水道課

八幡市が発注する水道工事における管材費の定義について

管材費として取り扱う材料について、下記のとおりとする。

記

1. 管材費の定義

管材費とは、導水、浄水、送水、配水において水を直接輸送する管類とその接合材料、仕切弁、消火栓、空気弁等の弁類、その他流量計等の管路付属設備の費用を言い、仮設配管も含める。なお、きょう類、さや管類、外面被覆材等の費用は含まない。

※管材は管等の内面が水に接する材料である

2. 管材等の一例

名称	管材費
管類とその接合材料	○
仕切弁	○
消火栓、空気弁等の弁類	○
不断水T字管	○
管路断水器（ストッパー）	○
フレキシブル継手	○
サドル付分水栓	○
仮設材料	○
仕切弁BOX	×（きょう類のため）
消火栓、空気弁BOX	×（きょう類のため）
ポリエチレンスリーブ及び粘着テープ	×（外面被覆材のため）
埋設表示テープ	×
仮設材料に含まれる仮設BOX	×（きょう類のため）

3. 適用の時期

令和5年度以降に発注する工事より適用する。